

「お互いさま」のような気持ちで支えあう。

高齢者等在宅生活サポート事業

ボランティアセンター登録者による有償のボランティア制度

既存の公的及び私的な制度だけでは対応がむずかしい日常的な“ちょっとした困りごと”に対し、地域住民がボランティアとして在宅生活をサポートする会員制のしくみです。

「お互いさま」のような気持ちを込めて地域での支え合いを推進することを目的として立ち上げました。



ご利用のながれ（ご利用には会員登録が必要）

利用者

サポート活動
料金のお支払い

ご相談・訪問等



ボ
ラ
ン
テ
ィ
ア



④

①、②、⑤

③、⑥

連絡調整
報告等

社
協



① 利用会員になるための手続き

所定の申請用紙に必要事項をご記入の上、遠軽町社会福祉協議会にご提出ください。利用会員としての要件を満たしていれば直ちに登録されます。
なお、登録されないとご利用いただけません。

② サポート事業のご利用

登録後、当事業をご利用になる場合は、少なくともご利用の1週間以上前までに遠軽町社会福祉協議会へお申し込みください。

③ サポート事業のご利用の調整

遠軽町社会福祉協議会は、当事業のご利用のお申し込みを受けた場合、速やかにサポート活動の内容に応じたボランティアの派遣を調整します。

④ サポート活動の提供

派遣されたボランティアは、利用者様が希望しているサポート活動を行います。

⑤ サポート事業ご利用後の利用料金のお支払い

当事業のご利用後は、サポート活動の時間に応じた利用料金（50円／10分）を遠軽町社会福祉協議会の担当者にお支払いください。

⑥ ボランティアの活動報告

サポート活動が終了したボランティアは、速やかに活動報告書を作成し、遠軽町社会福祉協議会の担当者へ提出してください。

利用料金と利用時間（活動時間：原則 平日 8:30～17:00）

※年末年始や祝祭日を除く

※8:30～17:00以外の時間をご希望の場合は事前にご相談ください。

会 員 登 録	無 料	年度（4月～3月）ごとに更新となります。
利 用 料 金	50円／10分 300円／1時間	
交 通 費	サポート活動を行うボランティアの交通手段により異なります。	事前に社協の担当者にご確認ください。

サポート活動の内容（福祉サービス総合補償の適用範囲内）

※内容や状況等により、専門業者へご依頼していただく場合もあります。

※利用可能な公的サービス等がある場合は、そちらを優先させていただきます。

※金融機関での出入金など、対応できない内容もございます。

※当事業は、代行が前提ではなくご本人のお手伝いが基本となっています。

- 1 屋内でのゴミに関すること（分別、ゴミ出しなど）
- 2 外出時（通院、買物、散歩など）の付き添い
- 3 日常生活に要する簡単な家事（買物、掃除、洗濯など）
- 4 サロン等の設置・運営に関すること
- 5 軽作業（電球交換、軽微な修繕、簡単な窓ふきなど）
- 6 その他（話し相手、安否確認など）





高齢者等の皆様のうち、住み慣れた「わが家」でいつまでも生活し続けたいと大半の方々が願っていることと思いますが、そのような方々も個人差はあるにせよ、いつかは誰かからの支援が必要となる日を迎えるかもしれません。その中で、住民同士の支え合い活動はたいへん重要なこととなってきますが、決して「やってもらう」とか「やってあげる」という関係ではありません。そこで私たち遠軽町社会福祉協議会では、『困ったときはお互いさま』精神を大切にしながらこの事業を展開します。

まずはお気軽にお問い合わせください。

事務局【お問い合わせ・連絡先】

社会福祉法人 遠軽町社会福祉協議会

〒099-0403 北海道紋別郡遠軽町一条通北1丁目1
遠軽町保健福祉総合センター「げんき21」 2階

電話 0158-42-0317 / F A X 0158-42-0318